

土本業第2300号
令和5年2月20日

事業主様

全国土木建築国民健康保険組合
(公印省略)

休業開始時に報酬を受けることができる場合の傷病手当金に係る
支給開始日の取扱いについて

本組合の事業運営につきましては、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。さて、本組合では組合員が業務外の傷病による療養のため労務不能となり、報酬の支給が受けられない場合、組合独自に実施する任意給付として、組合規約に傷病手当金を定め、当該組合員からの申請に基づき給付を行っています。

申請にあたっては、労務不能の状態であっても事業主から報酬の全部又は一部を受けることができるときは、その報酬の全部を受けなくなった日又は報酬の額が支給すべき傷病手当金の額より少なくなった日（以下「傷病手当金受給可能日」といいます。）を支給開始日として申請をいただくようお願いしてきたところです。

本組合においては、健康保険法の改正に合わせ、令和4年1月から傷病手当金の支給期間の通算化を実施しておりますが、近年、治療と仕事の両立を可能とする社内制度（病気休職者への給与支給等）の整備が進められている状況を踏まえ、より柔軟に所得保障を行う観点から検討した結果、支給開始日の取扱いを令和5年4月から下記のとおり見直すこととしましたので、お知らせいたします。

本取扱いに係る円滑な事務処理について、ご理解とご協力をいただきますようお願い申しあげます。

記

1 見直しの要点

(1) 傷病手当金受給可能日が令和5年4月1日以降の方（別紙イメージ図 ケース1）

当該組合員が希望する日を傷病手当金の支給開始日として申請を行うことを可能とします。

また、2回目以降の申請についても、受給可能期間中はどの時点でも選択して申請を行うことが可能です。

(2) 傷病手当金受給可能日が令和5年3月31日以前の方（別紙イメージ図 ケース2）

令和5年3月31日以前の休業に係る傷病手当金の取扱いは従来どおりで、支給開始日に変更はありません。

なお、令和5年4月1日以降の休業に係る傷病手当金については、受給可能期間中はどの時点でも選択して申請を行うことが可能です。

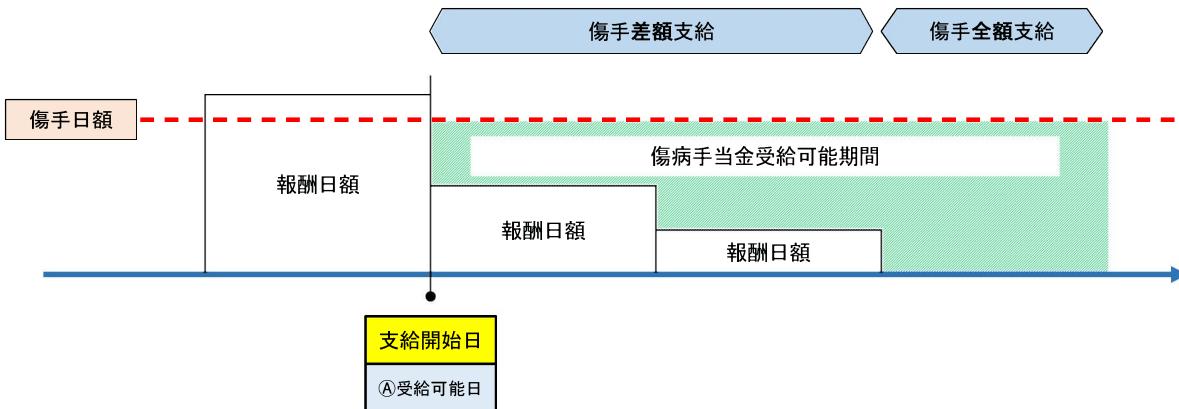
2 その他

本件に関する問い合わせは、給付事務センター給付第二課【電話 03-6893-4386】において対応させていただきます。

[別 紙]

現 行

業務外の疾病、ケガ等による療養のため、労務不能となった組合員に対する受給権の保護や報酬喪失時の所得保障を確実かつ速やかに行うべきとの観点から、傷病手当金の差額が発生した時点（Ⓐ）を支給開始日とする取扱いとしていました。

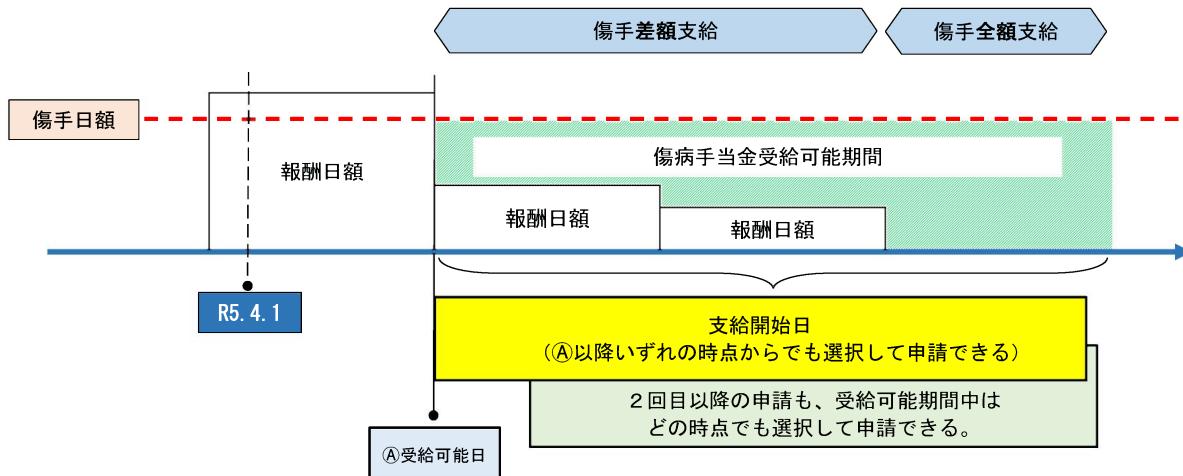


変 更 後

療養のため、長期間の休業が必要な場合であっても、職場の支援を受けながら断続的に働くケースがあるほか、令和4年1月の健康保険法改正に合わせて傷病手当金の支給期間を通算化したこと等を踏まえ、より柔軟に所得保障を行う観点から、傷病手当金の受給が可能となる日（Ⓐ）が令和5年4月1日以降であれば、組合員自ら選択する日を支給開始日として傷病手当金の申請を行うことを可能とします。

また、令和5年4月1日以降の休業に係る傷病手当金については、受給可能期間中はどの時点でも選択して申請を行うことができます。

ケース1：傷病手当金受給可能日が令和5年4月1日以降である方



ケース2：傷病手当金受給可能日が令和5年3月31日以前である方

